

神城断層地震の被災者の県営水道料金の減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成26年11月22日に発生した神城断層地震により被災した者（以下「被災者」という。）を支援するため、県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）第28条に規定する水道料金の減免の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 水道料金の減免の対象者は、被災者のうち次のいずれかに該当する者で、県営水道条例第13条の規定により、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に給水の申込みを行い、その承諾を得た者とする。

- (1) 財産に関する条例（昭和39年長野県条例第17号）第13条第5号により貸付料が無料となる県営住宅入居者
- (2) 職員宿舍管理規則（昭和39年長野県規則第23号）第13条第3項第3号により貸付料が無料となる職員宿舍入居者
- (3) 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」（平成18年4月19日）の対象になる媒介手数料が無料となる入居者

(減免額)

第3条 水道料金の減免の額は、その全額とする。

(減免期間)

第4条 水道料金の減免期間は、被災者が第2条に規定する管理者の承諾を得て県営水道の使用を開始した日から1年以内とする。

(申請)

第5条 水道料金の減免を受けようとする者は、県営水道料金減免申請書（別紙様式）を管理者に提出するものとする。

(附則)

この要領は、平成26年12月4日から施行し、この要領による県営水道料金の減免は平成27年1月検針分から適用する。